

毎週木曜日（祝日を除く）
は19時まで住民票などの
手続きができます

▼場所 市役所1番窓口

▼取り扱う業務 戸籍や住民票（住
民異動届を含む）、印鑑登録証明
書関係、外国人登録など

◎電話予約による証明書の交付

毎週金曜日（祝日はその前日）の
17時までに、次の証明書を電話で予
約した方に、翌土曜日の9時～12時
に市役所の宿直室で交付しています。

●印鑑登録証明書（本人）

●住民票の写し（本人・同一世帯）

●印鑑登録証明書（本人）

●外国人登録原票記載事項証明書
(本人)

▼問い合わせ

市民サービスG
(☎ 85) 1855

教 育



遺跡の保護にご協力ください

遺跡は、文化財保護法により保護
され、勝手に掘り返したり、その上
に建物を建てるることはできません。

市内には29カ所の遺跡が確認され
ており、遺跡やその周辺で土木工事
や住宅建設をするときは事前協議が
必要です。

年金・医療



ご存じですか？国民年金の

『学生納付特例制度』

校に在学する方は

【学生納付特例申請書（はがき）】

が4月上旬に日本年金機構より送付
されますので、必要事項を記入し送
付することで、学生納付特例の申請
ができます。

○保険料の追納をお勧めします
承認期間は、将来受ける年金の受

ておくと、万一、事故や病気で重い
交通事故を起こすことがあります。

届け出をせずに、未納のままにし
ておらず、万一、事故や病気で重い
交通事故を起こすことがあります。

必要です。

※詳しくはお問い合わせください。
▼問い合わせ 社会教育G
(☎ 88) 1129

障がいが残つても障害基礎年金を受

けられない場合がありますので、保
険料の納付が困難なときは、必ず申
請をしてください。

▼対象 大学（大学院含む）や短大、
高等学校、高等専門学校、専修学
校などに在学する方

※対象にならない学校もあります。
生証または在学証明書

永住帰国した中国残留邦人・
樺太残留邦人の皆さんへ

60歳以上の中国残留邦人などで、
一定の要件に当てはまる方に、満額
の老齢基礎年金を支給する制度があ
ります。

平成20年1月1日時点で、要件に
該当していた方は、お早めにお問い合わせください。

▼申請締め切り 12月31日(月)
▼問い合わせ 厚生労働省中国孤児
対策室(☎ 03-5253-1111)

国民健康保険税・ 介護保険料・ 後期高齢者医療保険料 の仮徴収のお知らせ

●4月から『仮徴収』が始まります

平成24年度の各保険料（税）について、これまで特別徴収（年金からの天引き）により納めていた方や、昨年10月までに65歳になった方、新たに加入した方などで年金から差し引くことが可能になった方を対象に、『仮徴収』が始まります。

●仮徴収期間 4・6・8月

●仮徴収額

●これまで年金から差し引かれていた方
2月の年金から差し引かれた保険料
(税)額と同じ額

●新たに対象となった方

平成23年度の保険料（税）を元に算出した暫定的な金額

●本徴収について

国民健康保険は6月、介護保険・後期高齢者医療は7月に正式な保険料（税）額を決定し、本徴収期間である10・12・2月で年間保険料（税）額から仮徴収額を除いた額を天引きします。

●新たに『仮徴収』の対象となる方へ

4月上旬に送付する『仮徴収額決定通知書（お知らせ）』で仮徴収額をお知らせします。

問い合わせ
国民健康保険グループ

(☎ 88) 1771

高齢・介護グループ

(☎ 88) 5720

年金・長寿医療グループ

(☎ 88) 2137